

# 令和8年度第1回 鈴鹿市上下水道事業経営審議会資料

## 新料金体系案等の検討（下水道事業）

令和8年5月11日  
鈴鹿市上下水道局



下水道マスコットキャラクター  
「スイスイ」

# 目次

1	はじめに	1
2	使用料改定の考え方	2
3	下水道使用料体系の現状分析	5
4	新使用料体系（案）	12
5	料金等改定による影響額について	21
6	今後の方針について	23
	用語解説	24

# 1 はじめに

## 1.1 前回審議の振り返り（下水道事業）

前回、下水道使用料の改定率と改定時期について審議いただきましたが、方向性が決まりませんでした。審議の状況については、次のとおりです。

### ① 改定率

公費と使用料の負担割合の見直し（受益と負担の適正化）のため使用料改定案（20%）を提案しましたが、後述する平成30年の使用料改定時の考え方を踏襲するのであれば、改定の必要は無いことから、利用者負担を考慮し、見直しをしなくても良いのではなどの意見があり、審議が保留となりました。

### ② 改定時期

水道料金と下水道使用料の同時改定による利用者の負担の増加を考慮し、令和13年度までの期間内で改めて検討することを提案しましたが、水道料金と下水道使用料を同時に改定した場合に、どのくらいの影響額となるのか判断できる資料を提示出来ていなかったことから、審議が保留となりました。

## 2 使用料改定の考え方

### 2.1 見直しの検討について

総務省では、平成17年に下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置について、最低限行うべき経営努力として3,000円/20m<sup>3</sup>を前提に、使用料単価150円/m<sup>3</sup>を示していますが、本市では平成30年に使用料収入で汚水処理費を賄うこと（経費回収率の向上）を目標として使用料改定を行い、この使用料単価150円/m<sup>3</sup>を満たしたところです。

しかし、令和2年11月に総務省自治財政局準公営企業室がまとめた「下水道財政のあり方に関する研究会」の報告書では、次のことにも触れています。

分流式下水道に係る汚水事業に対する公費負担割合は使用料水準3,000円/20m<sup>3</sup>を前提としている中、後述するが、この使用料水準については下水道経営の持続可能性の確保や住民負担への影響等を十分に勘案しながら、不断の見直しが必要であり、その見直しに当たっては下水道事業に対する措置のあり方と一体的に検討する視点も必要である。

出典：「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書（PII抜粋）（令和2年11月）

このことから、本市においても下水道事業に対する地方財政措置のあり方を含めて、使用料水準について見直しを図っていく必要があると考えます。

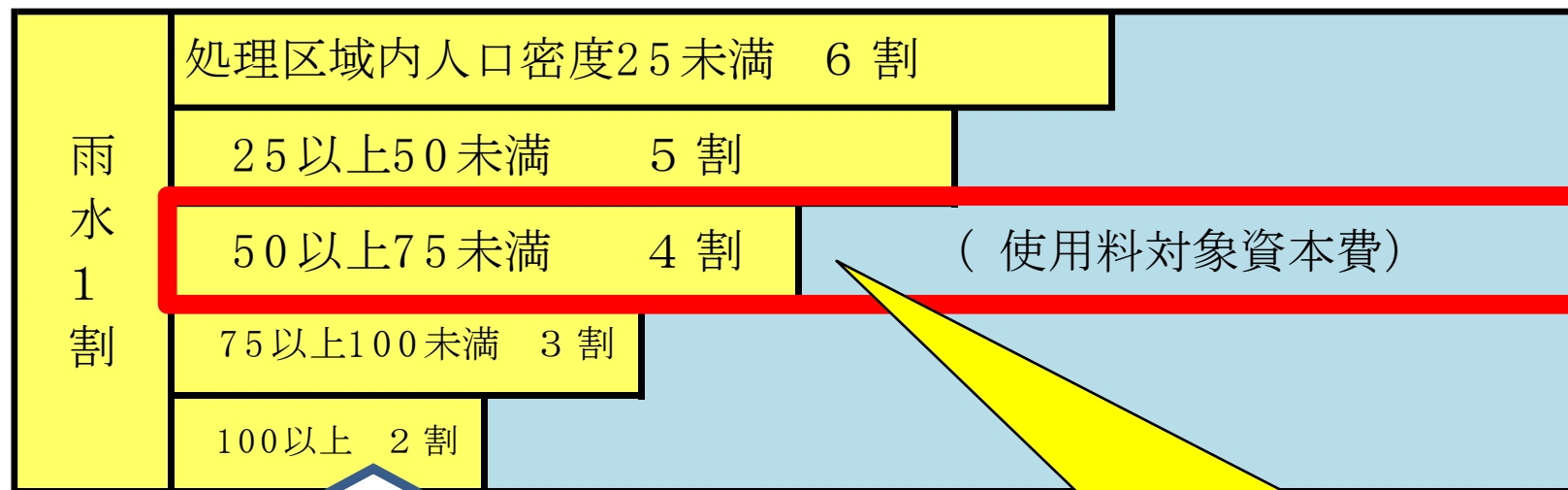
## 2 使用料改定の考え方

### 2.2 資本費（元利償還金）に対する地方財政措置

下水道事業の地方財政措置の一つとして、下水道施設の資本費（元利償還金）に対する地方財政措置があり、分流式と合流式の整備区分や人口密度に応じて公費の負担が定められています。

その中で分流式下水道においては、公共用水域の水質保全など公的な便益が多い反面で建設改良費が割高になることから、下図のとおり、資本費の一部が污水公費分として地方財政措置の対象となっています。

本市においては、処理区域内人口密度が「50以上75未満（人/ha）」の区分であり、污水事業として全体の4割の措置を受けています。



公費

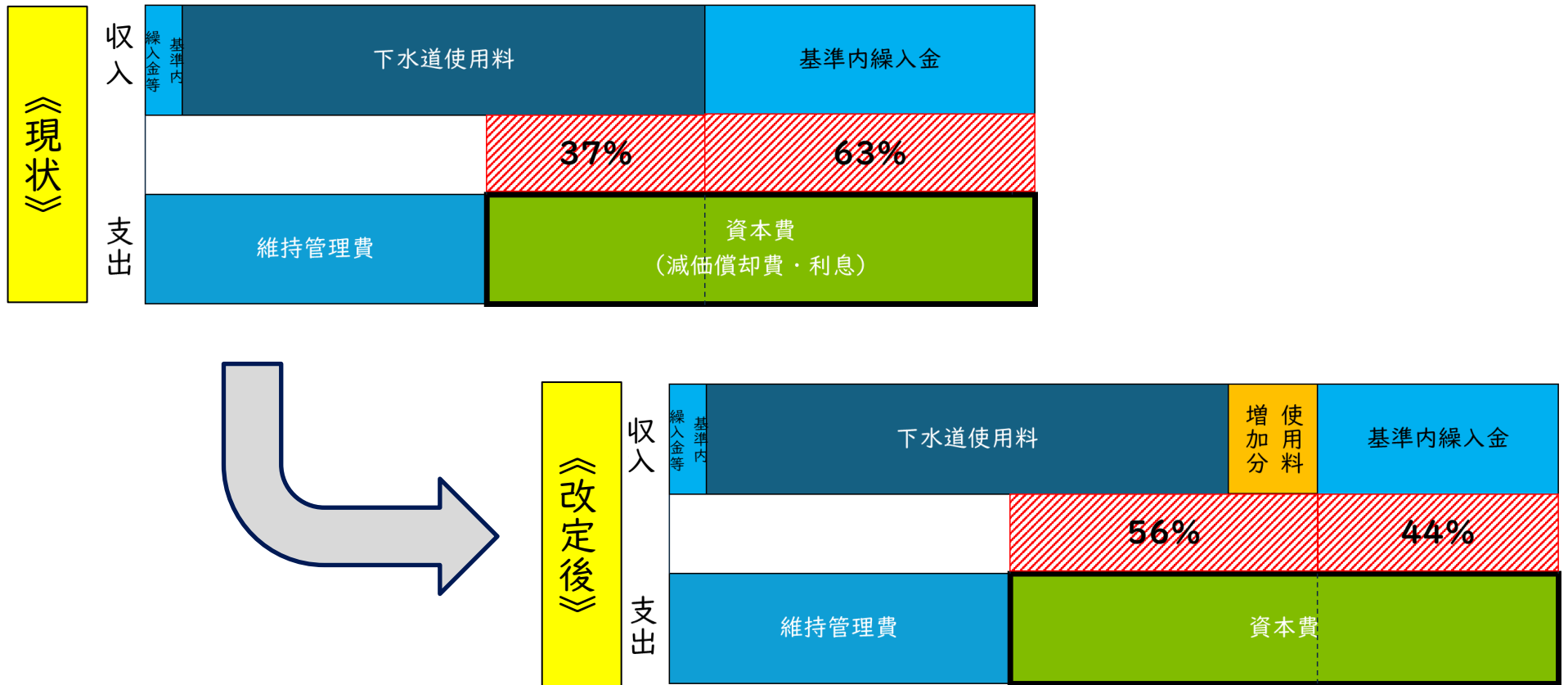
污水事業においては、  
4（公費44%）：5（使用料56%）

## 2 使用料改定の考え方

### 2.3 使用料改定について

本市において、令和9年度以降の試算では、資本費に対して63%の公費（繰入金）が充当されており、地方財政措置の割合である公費44%と大きく乖離しています。

ここまでのことから、地方財政措置で示された割合に合わせることを目標に、**20%**の使用料水準の見直しを検討します。

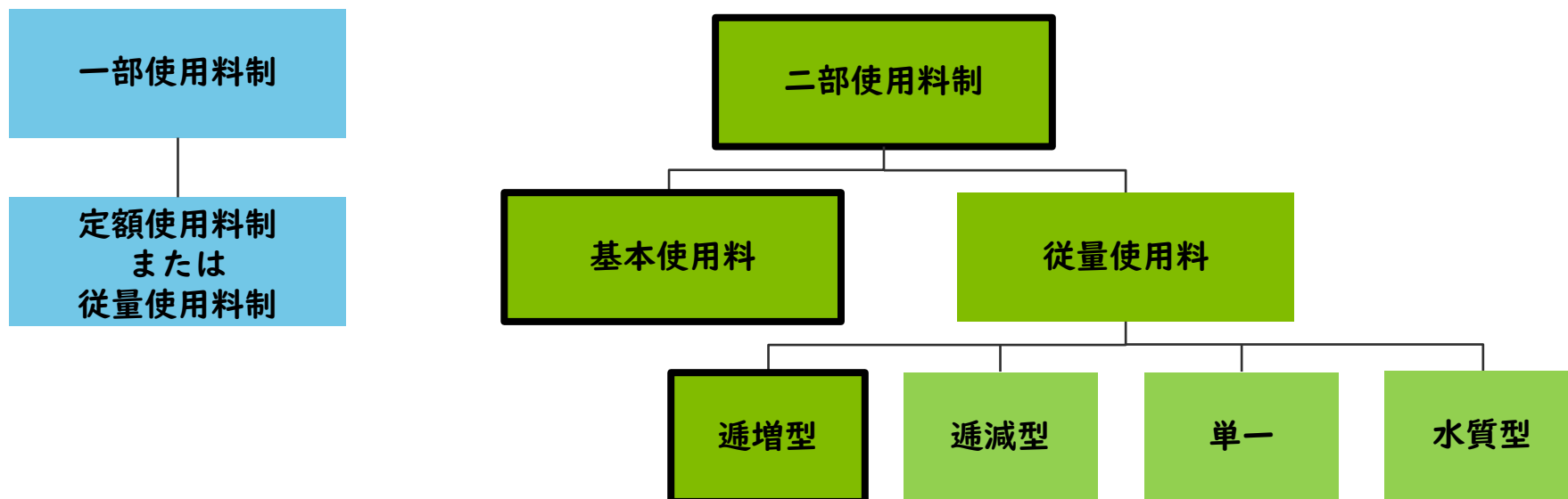


### 3 下水道使用料体系の現状分析

#### 3.1 使用料体系の類型

下水道使用料は、水道料金と同様に「一部使用料制」と「二部使用料制」に分類されます。そのうち、使用水量の有無に関係なく、固定的にかかる費用（「基本使用料」）と、使用水量に応じて必要となる変動費（「従量使用料」）から構成される「二部使用料制」を採用している事業者が一般的です。なお、本市は、「二部使用料制」を採用しており、従量使用料は、使用量に応じて単価が変動する「逡増型」を採用しています。

#### 【下水道使用料制度】



### 3 下水道使用料体系の現状分析

#### 3.2 本市の使用料体系

主な収入である下水道使用料については、平成30年度に改定を行い、使用料体系を次のとおりとしました。この改定では経営の安定化を図るために基本使用料の比率を高めた一方、少量使用者への負担を考慮して水量区画を細分化し、最低従量使用料単価を引き下げました。

【使用料体系】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）46ページ）

（2か月当たり、税抜）

用途	基本使用料	従量使用料単価 (1 m <sup>3</sup> 当たり)
一般汚水	2,300 円	～10 m <sup>3</sup> 5 円
		11～20 m <sup>3</sup> 75 円
		21～40 m <sup>3</sup> 120 円
		41～60 m <sup>3</sup> 155 円
		61～100 m <sup>3</sup> 200 円
		101～200 m <sup>3</sup> 240 円
		201～1,000 m <sup>3</sup> 305 円
		1,001 m <sup>3</sup> ～ 350 円
浴場汚水		21 円
臨時用等		350 円

### 3 下水道使用料体系の現状分析

#### 3.3 現行の使用料体系設定時の方針（平成30年改定）

基準外繰入金に依存しない事業運営を目標に、公共下水道事業20.0%、農業集落排水事業38.9%の改定を行い、使用料体系を統一しました。使用料体系の設定については、経営の安定化を図るとともに、少量使用者の負担に配慮した案を採用しました。

【使用料改定率】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）108ページ）

改定率	設定理由
公共下水道： 20.0% 農業集落排水：38.9%	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 平成30年4月に使用料改定を実施した場合、推計期間の最終年度である平成38年度に公共下水道事業の経費回収率85%程度となる見通し。使用者の負担を一定程度考慮する。</li><li>▶ 計画期間内での経費回収率100%の達成は難しいが、接続率の向上等、各種施策を努め経費回収率の一層の改善を目指す。</li><li>▶ 改定後の経営状況によっては、財源試算期間内での再度の使用料改定を検討する可能性がある。</li></ul>



【概要】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）109、110ページ）

- ▶ 基本使用料と従量使用料の収入の割合を30%：70%に設定  
⇒基本使用料の割合を引き上げ、経営の安定化を図る。
- ▶ 従量使用料は逡増型を維持し、少量区画を従来の1m<sup>3</sup>～20m<sup>3</sup>から1m<sup>3</sup>～10m<sup>3</sup>と11m<sup>3</sup>～20m<sup>3</sup>に細分化し、最低従量使用料単価（1～10m<sup>3</sup>の単価）を55円/m<sup>3</sup>から5円/m<sup>3</sup>に引下げ  
⇒少量使用者の改定率を引き下げ、負担を軽減する。

### 3 下水道使用料体系の現状分析

#### 3.4 使用水量別の使用料収入

使用水量別の使用料収入は、11～60m<sup>3</sup>/2か月が全体の5割を占め、また、その請求件数では、全体の7割を占めている状況です。一方で、201m<sup>3</sup>～/2か月の使用料収入が全体に占める割合は約23%であるものの、その請求件数は全体の0.7%であり、大口使用者の負担が大きい状況です。

##### 【令和6年度実績】

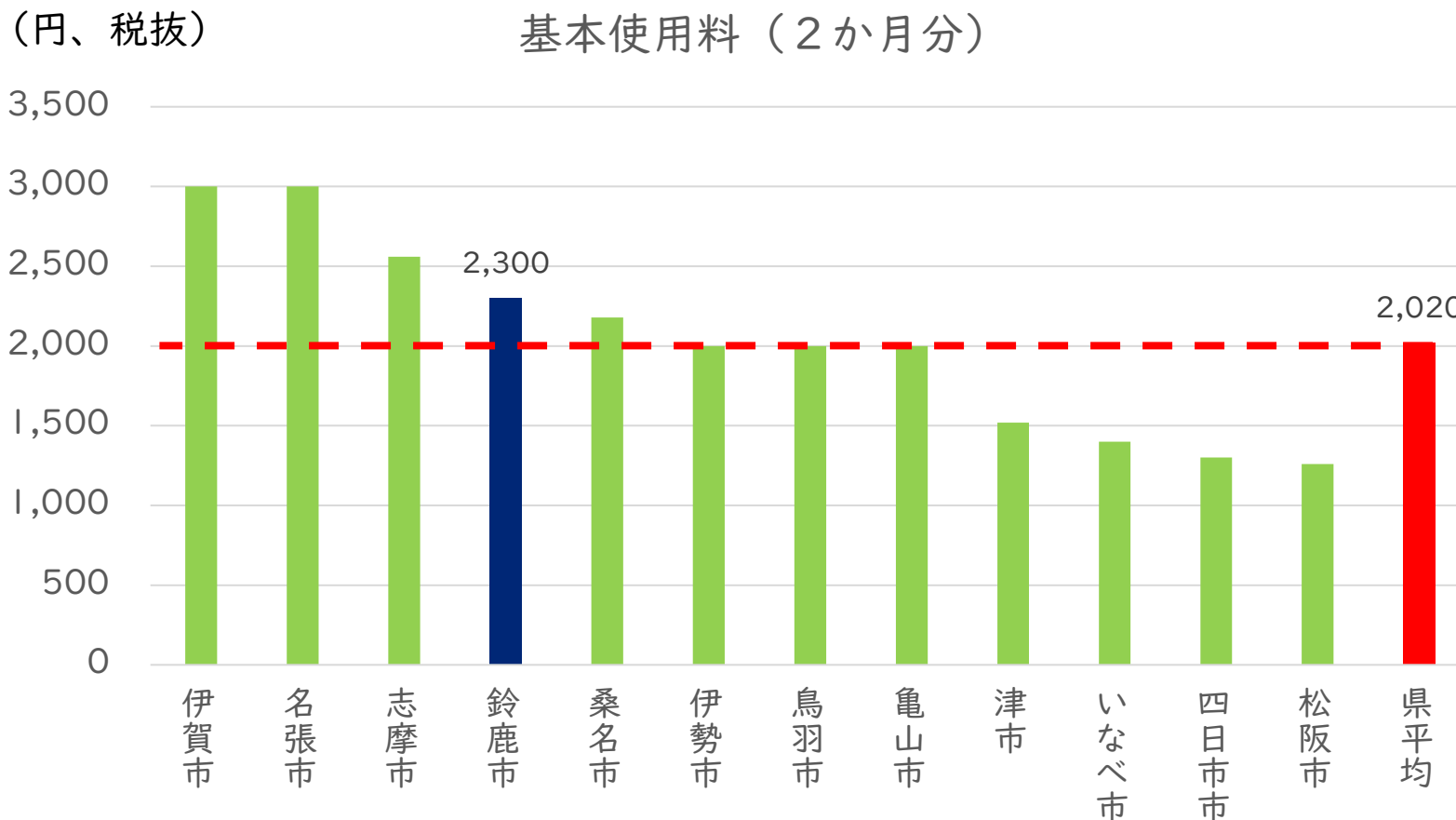
使用水量 (m <sup>3</sup> /2か月)	使用料収入	請求件数	請求件数割合
0	21,457,566	9,730	3.3%
1～10	96,919,937	42,462	14.3%
11～20	147,347,553	53,735	18.1%
21～40	419,690,659	96,455	32.4%
41～60	428,710,580	62,155	20.9%
61～100	301,037,872	26,839	9.0%
101～200	82,581,180	3,570	1.2%
201～1000	182,426,439	1,907	0.6%
1001～	275,546,278	414	0.1%
合計	1,955,718,065	297,267	

※ 本市では、原則2か月に1回請求を行います。

### 3 下水道使用料体系の現状分析

#### 3.5 他団体との比較（基本使用料）

基本使用料について、県内の平均より約300円高い水準です。



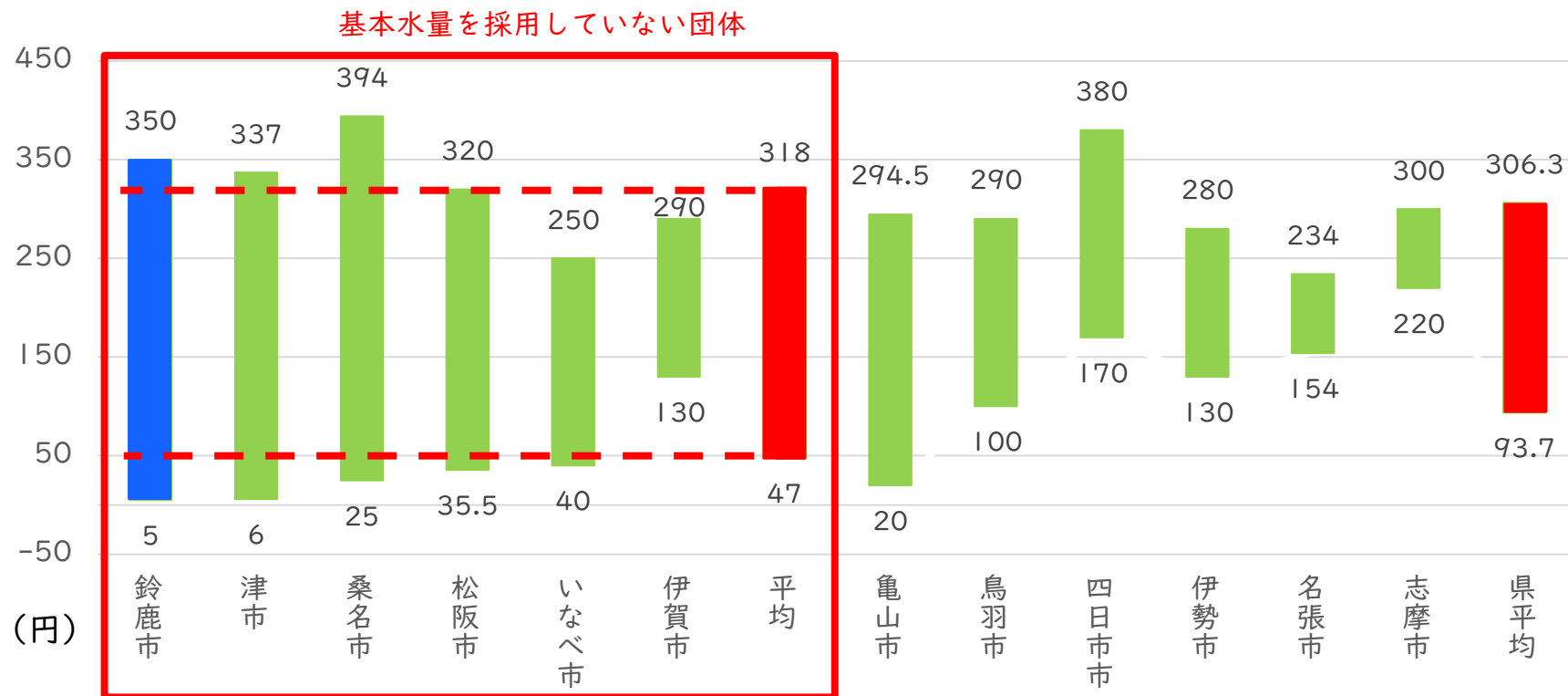
※ 平均は、本市を除いた平均値です。

### 3 下水道使用料体系の現状分析

#### 3.6 他団体との比較（従量使用料）

従量使用料は、使用水量毎に使用料単価が決まっています。県内で比較すると、最低単価は低く、最高単価は高くなっており、累進度（＝最高単価／最低単価）は、最も高くなっています。

【最低単価と最高単価の幅】



※ 県平均は、本市を除いた平均値です。

	鈴鹿市	津市	桑名市	松阪市	いなべ市	伊賀市	平均	亀山市	鳥羽市	四日市市	伊勢市	名張市	志摩市	県平均
累進度	70	56.2	15.8	9.1	6.3	2.2	17.9	14.7	2.9	2.2	2.2	1.5	1.4	10.4
基本水量制								○	○	○	○	○	○	

### 3 下水道使用料体系の現状分析

#### 3.7 現状分析のまとめ

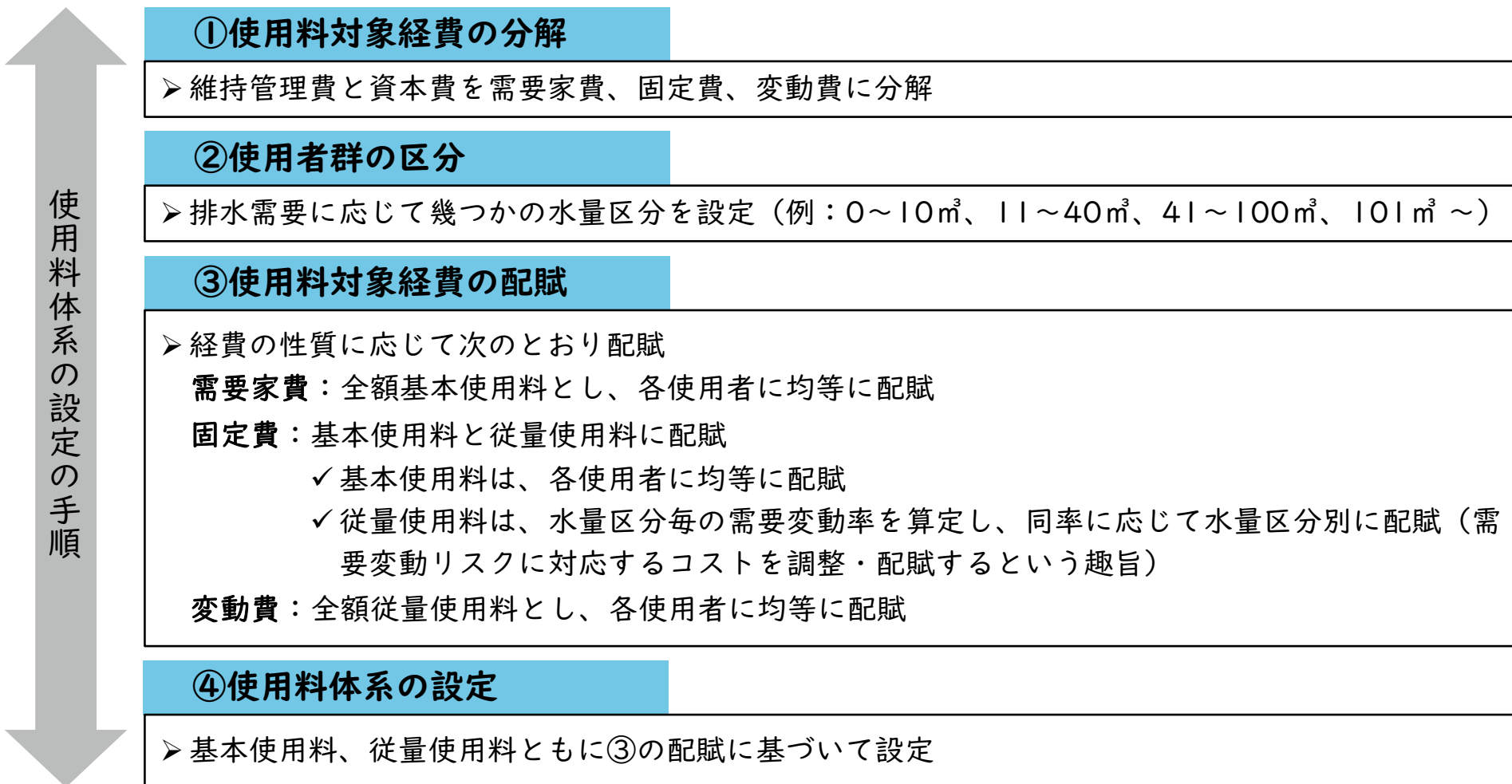
従量使用料の累進度が他団体と比較して高く、少量使用者に配慮している一方で、大口使用者の負担が大きいと考えられることから、累進度の緩和を検討する必要があります。

項目	特徴	使用料体系設定に際しての留意点
現行使用料体系の特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・水量区分11～60<sup>m</sup>の使用者（請求件数）が全体の70%を占めています。</li><li>・使用料収入の割合についても、水量区分11～60<sup>m</sup>の使用者の区分が、最も高くなっています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・11～60<sup>m</sup>の使用者が最も多く、一般家庭の多くはこの水量区分になると考えられるため、一般家庭に与える影響に留意が必要です。</li></ul>
他団体比較での特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本使用料は、県内平均比で大きな差はありません。</li><li>・従量使用料の累進度は、県内で最も高いことから、少量使用者と大口使用者の差が大きい状況です。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・他団体と比較し、大口使用者の負担が大きいと考えられることから、少量使用者の過度な負担増とならないよう留意しつつ、累進度の緩和を検討する必要があります。</li></ul>

## 4 新使用料体系（案）

### 4.1 使用料体系設定の考え方

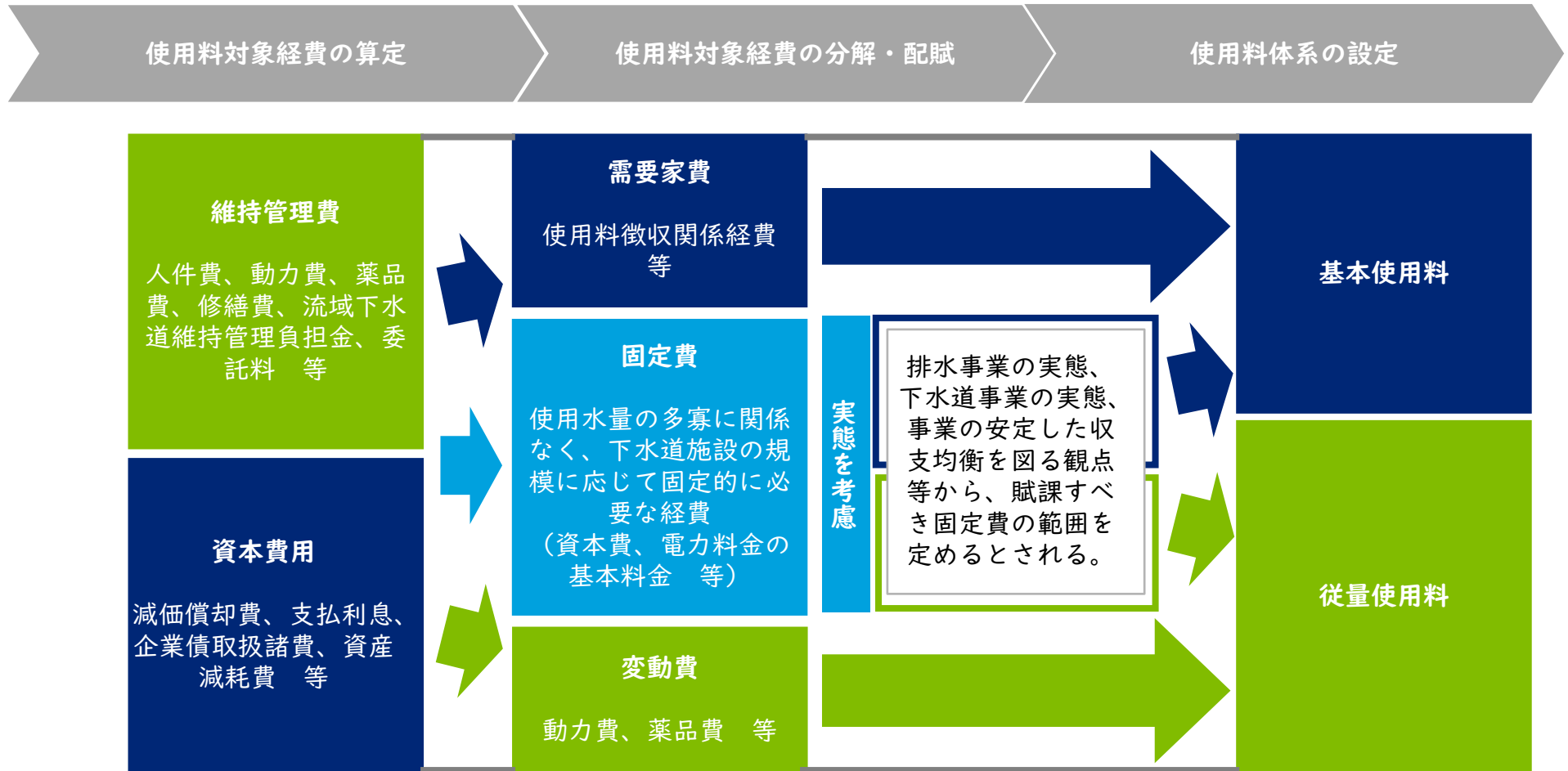
使用料体系については、下水道使用料算定の基本的考え方に基づき、次の手順に沿って検討し、設定します。



## 4 新使用料体系（案）

### 4.2 基本使用料と従量使用料の算定方法

下水道使用料算定の基本的考え方に基づいた基本使用料と従量使用料の算出フローは、次のとおりです。



※ 「下水道使用料算定の基本的考え方」の一手法を図示しています。

## 4 新使用料体系（案）

### 4.3 使用料体系の検討事項①

使用料体系の設定における一般的な検討事項は、次の5点です。

①基本使用料と従量使用料の収入割合

(2か月当たり、税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価 (1 m <sup>3</sup> 当たり)	
一般汚水	2,300 円	~ 10 m <sup>3</sup>	5 円
		11 ~ 20 m <sup>3</sup>	75 円
		21 ~ 40 m <sup>3</sup>	120 円
		41 ~ 60 m <sup>3</sup>	155 円
		61 ~ 100 m <sup>3</sup>	200 円
		101 ~ 200 m <sup>3</sup>	240 円
		201 ~ 1,000 m <sup>3</sup>	305 円
		1,001 m <sup>3</sup> ~	350 円
浴場汚水		21 円	
臨時用等		350 円	

②基本水量  
(本市は設定なし)

③従量使用料の累進度

④水量区画

⑤用途別使用料の検討

## 4 新使用料体系（案）

### 4.4 使用料体系の検討事項②

下水道使用料算定の基本的考え方の使用料体系の設定における一般的な検討事項に基づき、本市の現状と検討方針を示します。

①基本使用料と従量使用料の収入割合、②基本水量については次のとおりです。

【使用料体系の検討事項①・②】

検討事項	下水道使用料算定の基本的考え方	現状	検討方針
①基本使用料と従量使用料の収入割合	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ P12③使用料対象経費の配賦に応じて、基本使用料と従量使用料に配賦する。</li><li>➤ 基本使用料の割合は、事業の安定した収支の均衡を図る観点から十分に検討する必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 前回の使用料改定時の見込みに対して、接続件数が増加し、排水量が減少したことから、実際の基本使用料と従量使用料の収入割合（令和6年度実績値）は38%：62%となっています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 経営の安定を図る観点から、基本使用料と従量使用料の収入割合は現状の割合を大きく変更しない方向で検討します。</li></ul>
②基本水量（本市は設定なし）	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 排出量を考慮する場合でも、基本水量制ではなく、対象とする水量区分について使用料単価を抑制的に設定した従量使用料を基本使用料に加えた使用料体系とすることも有力な選択肢である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 本市は、基本水量を設定していません。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 引き続き設定しない方針です。</li></ul>

## 4 新使用料体系（案）

### 4.4 使用料体系の検討事項②

③従量使用料の累進度、④従量使用料の水量区画、⑤用途別使用料については次のとおりです。

【使用料体系の検討事項③・④】

検討事項	下水道使用料算定の基本的考え方	現状	検討方針
③従量使用料の累進度	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 水量区分ごとの排水需要への影響等を勘案し、各地方公共団体の実情に対応した適切なものとしなければならない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 累進制を採用しており、累進度は他団体平均比で高くなっています。</li><li>▶ そのため、大口使用者の排水需要の影響を受けやすい体系となっています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 安定した使用料収入を確保するため、累進度を緩和します。</li><li>▶ 一方で、少量使用者の負担が急激に大きくなるよう留意します。</li></ul>
④従量使用料の水量区画	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 水量区画を概ね3から9段階とし、排水需要実態等を考慮して使用料単価を決定する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 8段階の水量区画です。</li><li>▶ 基本水量を設定していない県内他市の団体では、本市のように1～10m<sup>3</sup>の区画を設定している団体はありません。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 1～10m<sup>3</sup>と11～20m<sup>3</sup>の区画について、累進度を緩和するため、統合することを検討します。</li></ul>
⑤用途別使用料	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 基本的には、一般家庭が通常に排出する生活排水の実態、生活関連業種の実情等に留意して適正に決定すべきである。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 本市は、公衆浴場用、臨時用を設定しています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 引き続き公衆浴場用、臨時用のみ設定する方針です。</li></ul>

## 4 新使用料体系（案）

### 4.6 使用料体系の検討について

新使用料体系案の検討に際しては、例えば少量使用者に配慮することや、累進度を緩和することなど、上下水道局として統一した方針で体系案を検討する必要があると考えているため、水道料金の体系案と同様の考え方を基礎とし、次の表の基本使用料1パターン、従量使用料4パターンについて検討します。

なお、それぞれの体系案の算定に当たっては、改定時期を令和10年4月に改定する仮定とし、「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づいて算定しています。

#### 【基本使用料】

パターン①	P15のとおり基本使用料（38%）と従量使用料（62%）の収入割合を維持した体系案
-------	---

#### 【従量使用料】

パターン①	累進制を廃止し、単一型とした体系案
パターン②	累進度を極力維持し、現行体系に即した体系案
パターン③	累進度を緩和し、少量使用者に配慮した体系案
パターン④	累進度を緩和し、水量区画を統合した体系案

## 4 新使用料体系（案）

### 4.7 使用料体系表（基本使用料）

PI7により算定した体系案（基本使用料）は、次のとおりです。

（2か月、税抜）

用途	基本使用料	パターン①		
		金額	差額	改定率
一般汚水	2,300円	2,750円	450円	20%
公衆浴場用				
臨時用				

## 4 新使用料体系（案）

### 4.8 使用料体系表（従量使用料）

PI7により算定した体系案（従量使用料）は、次のとおりです。

（2か月、税抜）

用途	使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行 従量料金	パターン① (累進廃止)	パターン② (累進度維持)	パターン③ (累進度緩和)	パターン④ (累進度緩和・ 20m <sup>3</sup> 統合)
一般汚水	～10	5円	144円	10円	29円	60円
	11～20	75円	144円	89円	99円	
	21～40	120円	144円	143円	144円	144円
	41～60	155円	144円	185円	179円	179円
	61～100	200円	144円	238円	224円	224円
	101～200	240円	144円	286円	264円	264円
	201～1000	305円	144円	363円	329円	329円
	1001以上	350円	144円	420円	374円	374円
公衆浴場用		21円	25円	25円	25円	25円
臨時用		350円	420円	420円	420円	420円

## 4 新使用料体系（案）

### 4.9 使用料体系表まとめ（従量使用料）

従量使用料の体系案について、それぞれのメリット・デメリットは次のとおりです。大口使用者と少量使用者の公平性の観点から累進度を緩和することができるパターン④が望ましい案と考えています。

【従量使用料（案）毎のメリット・デメリット】

	説明	メリット	デメリット
<b>パターン① （累進廃止）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全区画で一律144円に改定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 累進がないため、区画ごとの公平性が保たれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 少量使用者の負担が急激に増加する。</li> </ul>
<b>パターン② （累進維持）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 累進度をできる限り維持するため、1～10m<sup>3</sup>は5円改定、1001m<sup>3</sup>～は70円改定する。</li> <li>▶ 11～1000m<sup>3</sup>の改定額は、他の区画で回収できない使用料対象経費を現行単価を基に按分して算出した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 少量使用者へ配慮した体系が維持される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 他市と比較しても水量区画が多く、排水需要の影響を受けやすい体系となる。</li> <li>▶ 大口使用者の排水需要の影響を受けやすいため、安定した使用料収入の確保に支障があり、健全な経営を妨げる要因となる。</li> </ul>
<b>パターン③ （累進緩和）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 定額改定（全区画で24円改定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全区画で一律同額改定することで区画ごとの累進度緩和することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 他市と比較しても水量区画が多く、排水需要の影響を受けやすい体系となる。</li> <li>▶ 少量使用者の改定率が26～30%となる。</li> </ul>
<b>パターン④ （累進緩和・20m<sup>3</sup>統合）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 定額改定（③と同額）し、1～20m<sup>3</sup>を統合する。</li> <li>▶ 1～20m<sup>3</sup>の改定額は、定額改定後の同区画の収入見込額を見込水量で除して算出した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 統合される1～20m<sup>3</sup>以外の全区画で一律同額改定することができる。</li> <li>▶ 区画ごとの累進度を緩和することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 1～10m<sup>3</sup>の従量単価が大幅に上がるため、2か月で10m<sup>3</sup>の使用者の改定率が約43%となる。</li> </ul>

## 5 料金等改定による影響額について

### 5.1 改定後の使用者負担

水道料金及び下水道使用料を各体系案のとおりに改定した場合の使用者負担は、次のとおりです。

#### 【前提】

- ・口径は20mm
- ・用途は一般
- ・実際の請求と合わせ、2か月分で税込みの金額

水量	現行	パターン③			パターン④		
	金額	金額	差額	改定率	金額	差額	改定率
10m <sup>3</sup>	5,445円	7,161円	1,716円	32%	7,777円	2,332円	43%
20m <sup>3</sup>	6,985円	9,152円	2,167円	31%	9,009円	2,024円	29%
40m <sup>3</sup>	12,265円	15,334円	3,069円	25%	15,191円	2,926円	24%
60m <sup>3</sup>	19,305円	23,276円	3,971円	21%	23,133円	3,828円	20%
100m <sup>3</sup>	36,245円	42,020円	5,775円	16%	41,877円	5,632円	16%
200m <sup>3</sup>	85,745円	96,030円	10,285円	12%	95,887円	10,142円	12%
1,000m <sup>3</sup>	552,145円	598,510円	46,365円	8%	598,367円	46,222円	8%

## 5 料金等改定による影響額について

### 5.1 改定後の使用者負担（参考）

水道料金及び下水道使用料を各体系案のとおりに改定した場合の使用者負担は、次のとおりです。

#### 【前提】

- ・口径は20mm
- ・用途は一般
- ・実際の請求と合わせ、2か月分で税込みの金額

水量	現行	パターン①			パターン②		
	金額	金額	差額	改定率	金額	差額	改定率
10m <sup>3</sup>	5,445円	9,548円	4,103円	75%	6,787円	1,342円	25%
20m <sup>3</sup>	6,985円	12,551円	5,566円	80%	8,558円	1,573円	23%
40m <sup>3</sup>	12,265円	18,557円	6,292円	51%	14,652円	2,387円	19%
60m <sup>3</sup>	19,305円	24,563円	5,258円	27%	22,770円	3,465円	18%
100m <sup>3</sup>	36,245円	36,575円	330円	1%	42,306円	6,061円	17%
200m <sup>3</sup>	85,745円	66,605円	△19,140	△22%	99,506円	13,761円	16%
1,000m <sup>3</sup>	552,145円	306,845円	△245,300	△44%	656,546円	104,401円	19%

## 6 今後の方針について

公費と使用料の負担割合の見直し（受益と負担の適正化）のため、使用料改定の提案をしましたが、水道料金と同時期に改定することによって、特に少量使用者の急激な負担の増加が見込まれます。

そのため、少量使用者の急激な負担の増加を緩和するために、水道事業と同時期である令和10年4月に改定することを避け、次期計画期間の前期（～令和13年度）の期間内で使用料体系案と併せて、改めて検討することとします。

# 用語解説

用語名		説明
あ	維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費をいいます。施設の電気代等の動力費、薬品費、修繕費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成されます。
か	基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないものをいいます。
	基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくものをいいます。
	基本水量制	一定水量までの排出量を定額の基本料金に含める使用料体系をいいます。
	経費回収率	使用料収入により汚水処理費を賄っているかを判断する指標です。算出式は、次のとおりです。 使用料収入／汚水処理費（一般会計負担分を除く。）×100（％）
さ	資本費	地方公営企業法適用企業では、減価償却費、企業債等支払利息、及び企業債取扱諸費等の合計金額をいいます。
	使用料回収対象経費	下水道事業の運営に必要な費用のうち、使用料で賄うべき汚水処理の維持管理費や資本費の総額をいいます。
	処理区域内人口密度	処理区域内面積1ha当たりの処理区域内人口をいいます。
た	地方財政措置	国が地方自治体の財源不足を補い、全国どこでも一定の行政サービスを提供できるように、地方交付税や地方債などを通じて資金を融通する仕組みをいいます。
ら	累進度	汚水排出量の増加に伴い、下水道使用料の単価が高くなる「累進使用料制」において、最大単価が最低単価の何倍かを示す指標です。